

授業案⑱ 消費者トラブル予防授業（小学生向け）

1 授業の目標

- ① 小学校学習指導要領「家庭」の消費生活・環境の項に示されている「買い物の仕組み」、「消費者の役割」について学び、中学校における「消費者被害の背景とその対応」の基礎となる知識の習得を図る。
- ② 「物を買うこと」を通して契約の基本的なルール（権利義務、お金の支払方法の種類・効果など）の習得を図る。
- ③ 消費者被害に遭遇してしまった場合の相談方法などについても知ってもらう。

2 授業の流れ（1コマ45分）

段階	学習活動	指導上の留意点
導入【5分】	○自己紹介、授業の意義や概要を説明する。	★児童自身が、大人でなくても消費者であり、契約の基本的な仕組み等学ぶことの必要性和重要性を認識してもらう。
基本① 【10分】 買い物の仕組み (契約について)	○①物を買うことが契約であること、契約は法律上の権利・義務が生じる約束であること、②お互いの約束で契約を自由に決められること、③自分勝手に契約を止められないことといった、契約の基本ルールについて説明をする。	★物を買う契約について、コンビニでお菓子を買う、本屋で本を買うなどといった、児童に身近な契約の例を取り上げつつ、何がそれぞれの権利・義務になるのかについて、具体的に契約のイメージを持てるように心掛ける。 ★①については、例示したケースに応じて、何が契約の「申込」の意思表示となり、何が「承諾」の意思表示となるのかについても説明し、時間的余裕があれば、場合によっては言葉にしろとも意思表示となる場合、例えばレジに無言で商品を持って行く行動も該当することにも言及する。 ★②については、「内容は自由」ということだけが一人歩きしないように、何でも無制限に許容されるわけではなく、例えば犯罪になるような内容の契約は無効というように、併せて契約自由の原則の例外についても言及する。 ★③については、勝手に止められないからこそ、物を買う前に、本当に必要かどうかをよく考えることが大切であること（消費者の役割）を伝える。

基本② 【10分】 買い物の仕組み（お金の支払方法について）	○買い物をする仕組みのうち、消費者の義務となる「お金の支払方法種類」を確認し、その効果は全て同じであることを説明する。	★学習指導要領では「金銭の大切さ」として、プリペイドカード等が金銭と同じ価値があることの理解が示されており、有体物としての金銭の大切さのほか、現代の決済方法として多種多様な決済方法が金銭での支払と同じ価値を持つことを伝える。 ★多種多様な決済方法については、現存する具体的な決済方法を紹介し、例えば「〇〇pay」だけでも無数に存在することや、プリペイドカードのような前払式支払手段のほかにも、「〇〇後払い」、「〇〇ツケ払い」といった後払い的性質の方法も存在していることと、後払いであっても結局は支払う必要があるという当然のことも伝えて、決済手段にかかわらず、物を買うための効果は最終的に同じであることを教える。 ★児童の理解度と時間的余裕があれば、決済手段においては、物の代金以上のお金を払う必要が生じることから、物を買うか否かだけでなく、決済方法についても、消費者として考える必要があることを伝える。
発展① 【10分】 インターネットやスマートフォンでの消費者被害の説明	○インターネットやスマートフォン上の消費者被害を説明する。	★インターネット等で発生している被害事例の説明を通じて、身近に消費者被害が存在していることを児童に意識してもらう。 ★例えば、スマートフォンゲームの課金問題（課金それ自体のこと、保護者のクレジットカードを利用してしまうこと）を取り上げて、基本①②で伝えたこと（本当に必要かどうか、クレカの効果等）を再確認する。 ★課金それ自体については、本当にそれが必要なものであるのか、という消費者の役割としての話しがメインとなるが、スマートフォンゲームの課金が「お金→商品」ではなく、「お金→ゲーム内通貨→商品」となっていることが金銭感覚が麻痺し、より多数回・高額な課金に繋がっていることも伝える。 ★保護者のクレジットカード利用については、実際に問題となったケースの金額等を紹介し、保護者が払わざるを得なくなる可能性があるケースとして紹介する。この際、保護者のクレジットカードの使い方を児童が学習してしまわないように、基本的に具体的なやり方は伏せるべきであるが、授業参観のような保護者参加型の場合には、むしろ保護者に対する注意喚起を踏まえて話すことも良いと考えられる。

発展② 【5分】 被害に遭った場合の相談機関の説明	○消費生活センター、消費者ホットライン（188）、弁護士会といった各相談機関などについて説明する。	★相談は早ければ早いほど良いので、不安があれば、直ぐに家族や先生に相談するよう強調する。 ★消費生活センターや188の周知については、可能であれば、最寄りの消費生活センターから広報グッズの提供を受けて配布する等し、児童が自宅に持ち帰って保護者と共有するきっかけをも作る。
まとめ 【5分】 おさらいクイズ・質疑応答	○授業の内容をおさらいするためのクイズ（3択クイズなど）を行い、児童から適宜答えてもらう。	★授業の最初で児童に最後におさらいクイズを実施するので、よく聞いてもらうように案内しておく、最後まで興味を持って聞いてもらえる。 ★回答してくれた児童には弁護士会グッズをプレゼントするなど、児童がクイズに参加したくなるよう工夫することを心がける。